

下関市教育委員会 11月定例会 資料

令和元年11月25日（月） 9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表	P 1
------------	-----

[議案]

第77号 令和元年度教育予算の補正（12月）について	別冊 P 1
第78号 下関市指定文化財の指定について（角島灯台）	P 2
第79号 豊田ホテルの里ミュージアムの設置等に関する条例の 一部を改正する条例	別冊 P 7
第80号 豊田ホテルの里ミュージアムの設置等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	別冊 P 12
第81号 下関市指定文化財の内容変更について（青井古墳群）	P 12
第82号 下関市指定文化財の内容変更について（涌田青井の台場）	P 17
第83号 下関市指定文化財の内容変更について（和久古墳）	P 24

[専決の報告]

○「平成30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に 関する調査」の結果について	P 34
○指定管理者の指定について	P 39

[報告事項]

○令和2年度教育予算について	別冊 P 22
○向山小学校敷地内における自動車損傷事故について	P 41
○「学校給食・関門交流の日」について	P 44

- 令和元年度下関市立考古博物館発掘速報展「掘ったほ！下関2019」
及び「記念物100年」パネル展の開催について……………P46
- 「やなせたかしのきせき アンパンマンを生んだひと」展の
開催について…………… P47

教育委員会定例会 日程表

令和元年11月25日（月） 9時30分から

下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

第77号	令和元年度教育予算の補正（12月）について	教育政策課
第78号	下関市指定文化財の指定について（角島灯台）	文化財保護課
第79号	豊田ホテルの里ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正する条例	豊田教育支所
第80号	豊田ホテルの里ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	豊田教育支所
第81号	下関市指定文化財の内容変更について（青井古墳群）	豊浦教育支所
第82号	下関市指定文化財の内容変更について（涌田青井の台場）	豊浦教育支所
第83号	下関市指定文化財の内容変更について（和久古墳）	豊北教育支所

日程2

【専決の報告】

「平成30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について	学校教育課
指定管理者の指定について	生涯学習課

日程3

【報告事項】

令和2年度教育予算について	教育政策課
向山小学校敷地内における自動車損傷事故について	学校支援課
「学校給食・関門交流の日」について	学校保健給食課
令和元年度下関市立考古博物館発掘速報展「掘ったほ！下関2019」及び「記念物100年」パネル展の開催について	文化財保護課
「やなせたかしのきせき アンパンマンを生んだひと」展の開催について	美術館

日程4

【その他】

■次回開催予定 令和元年12月26日（木）

R1. 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R2. 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

閉会

下関市教育委員会
議案 第 7 8 号

下関市指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市指定文化財の指定について（角島灯台）

下関市文化財保護条例（平成17年条例第118号）第4条第1項の規定に基づき、下記の文化財を下関市指定有形文化財に指定する。

記

区 分	有形文化財（建造物）
名 称 ・ 員 数	角島灯台 付 <u>水銀槽式回転装置巻上機</u> ・1台
所 在 の 場 所	下関市豊北町大字角島字夢崎2343番2 角島灯台記念館
所有者の氏名	公益社団法人燈光会（会長 岩崎 貞二）
所有者の住所	東京都港区西新橋一丁目14番9号

提案理由

角島灯台水銀槽式回転装置巻上機を下関市指定文化財の付に指定するため。



令和元年(2019年)10月31日

下関市教育委員会 様

下関市文化財保護審議会
会長 三浦正幸



下関市指定文化財の指定について(答申)

令和元年(2019年)10月10日付け下教文第669号にて諮問のありました下記の文化財を付指定とすることについて、下関市文化財保護審議会を開催し、慎重に審議を行った結果、その意義を認め指定することが適当であると判断いたします。

記

1 名称

角島灯台
付 水銀槽式回転装置巻上機

2 員数

1台

3 所在の場所

下関市豊北町大字角島字夢崎2343番地2
角島灯台記念館

4 所有者

公益社団法人燈光会(会長 岩崎 貞二)
東京都港区西新橋一丁目14番9号

5 調書

別添

6 指定の理由

角島灯台において閃光レンズの回転装置として使用されている水銀槽式回転装置は、明治期の閃光レンズの回転機構の一端が知れるものであり、歴史的価値が認められるものである。

このうち、巻上機について、近年灯台本体から取り外されたのを機に付指定とする。



調 書

1 名称

角島灯台
付 水銀槽式回転装置巻上機

2 員数

1 台

3 所在の場所

下関市豊北町大字角島字夢崎 2343 番地 2 角島灯台記念館

4 所有者の氏名・名称及び住所

公益社団法人燈光会（会長 岩崎 貞二）
東京都港区西新橋一丁目 14 番 9 号

5 寸法

高さ 114.1cm、幅 70.3cm、奥行 70.3cm（外形）

6 年代

明治時代

7 特徴、評価

水銀槽式回転装置は、水銀槽の部分と駆動部分からなり、大型の閃光レンズを水銀槽に浮かべて荷重を軽減し、歯車による変速機構により回転させるものである。それ以前の轉轆式回転装置と比べ、少ない力でより速くレンズを回すことができた。当初は、駆動装置の動力に分銅の自然落下による重力を利用した。

わが国における水銀槽式回転装置の最初は、明治31(1896)年に経ヶ岬（きょうがみさき）灯台（京都府京丹後市）に設置するために輸入したフランス製のブルデーユ式回転機械を参考に、電信灯台用品製造所横浜製作場で国産第1号が製造され、馬島灯台（島根県浜田市）に設置された。平成29(2017)年3月末現在、全国54基の灯台で水銀槽式回転装置が使用されている。

ブルデーユ式回転機械における巻上機の原因動力は、大正3年(1914)の時点で重力、電動機、ガス圧力、弾条の4種類が報告され

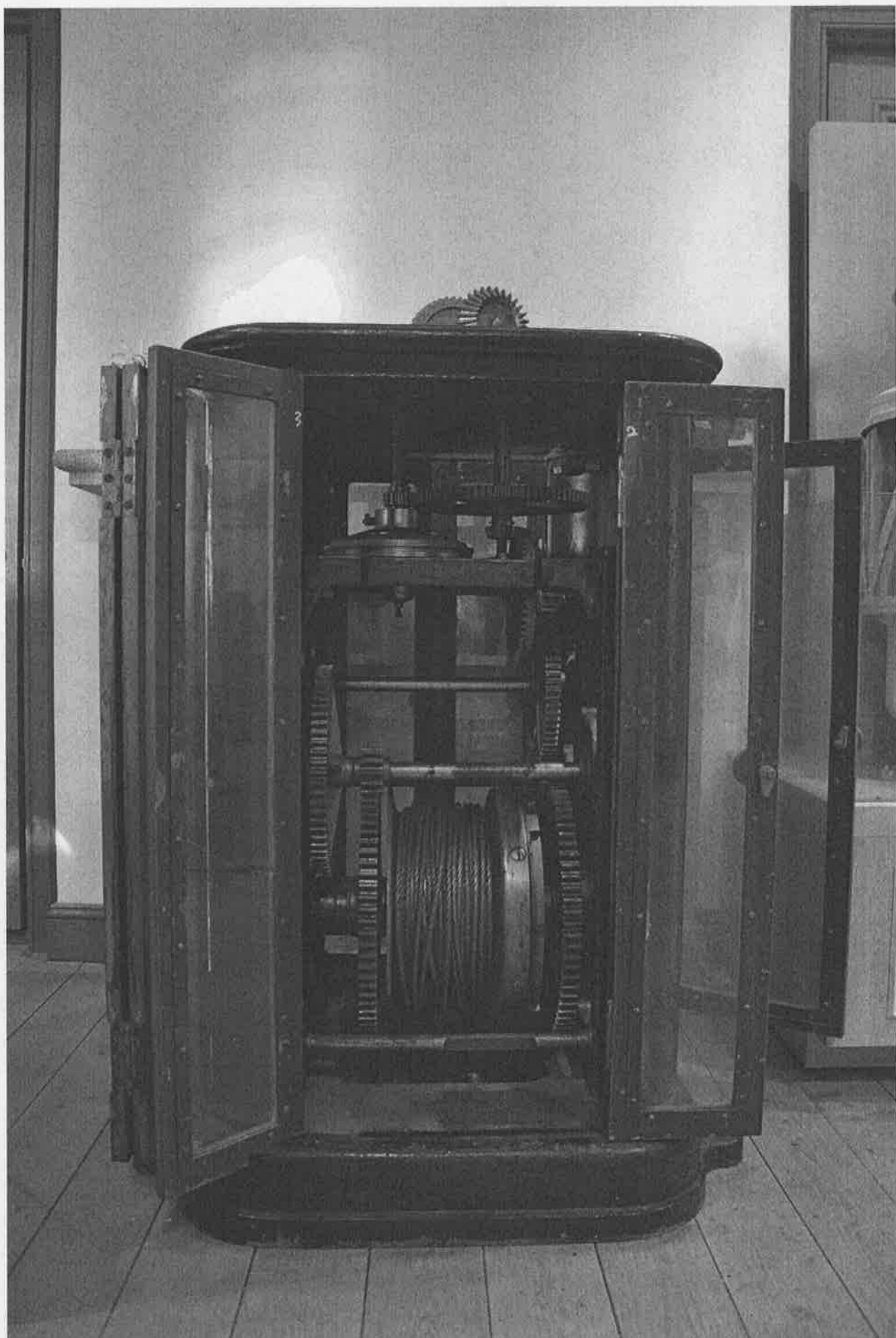
ており、本巻上機は当初は重力であり、重錘を巻き上げる滑車と平衡器を用いて人力でロープを綱卷胴に巻き上げた。巻上機の構造は、主たる横軸が重錘の自然落下による重力を支持し、これにより生じる動力が巻上大歯車、回転大歯車、籠車を回転させ、更に斜車から回転止動機に伝わる動力が主縦軸を介してレンズ台に伝動し、レンズが回転する。また、速度調整に平速器が取り付けられ、2つの円錐形重錘が回転し、鉄製底板との摩擦から生じる抵抗により速度を減ずるなど、遠心力の作用により回転速度を一定に保つ。

角島灯台では、昭和29(1954)年に駆動装置の動力が電動に変更されたが、現在も水銀槽を使用している。巻上機は、使用停止後も灯ろう内に設置されていたが、近年灯台に隣接する角島灯台記念館に移された。

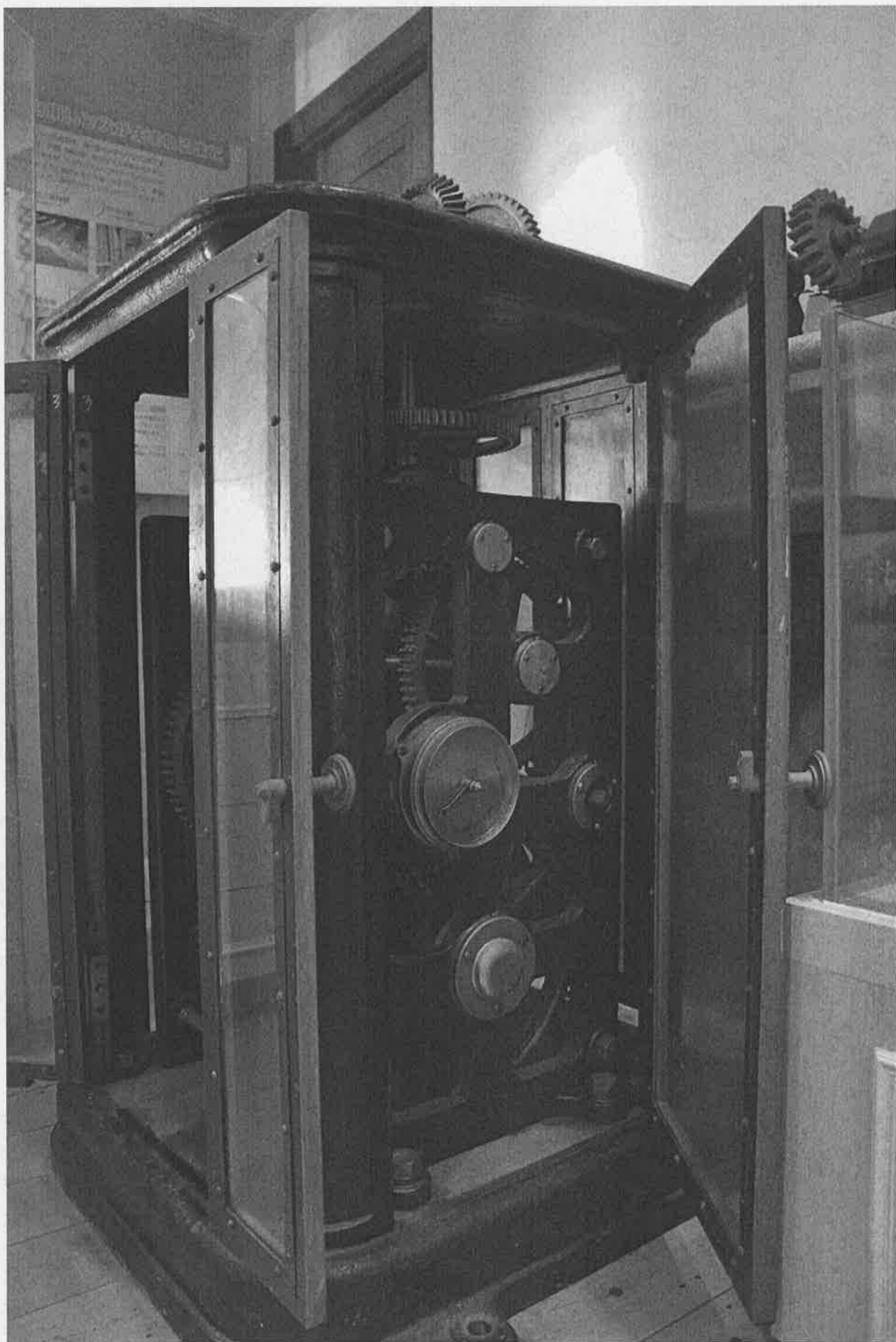
以上により、角島灯台水銀槽式回転装置巻上機は、明治期の灯台の回転機構の一端を知ることができるものであり、歴史的価値が認められるため、灯台本体から取り外されたのを機に付として追加指定するものである。

8 その他

平成28(2016)年に、檜野埼灯台の光学系機械装置（水銀槽式回転機械装置）が日本機械学会の「機械遺産」に認定されている。

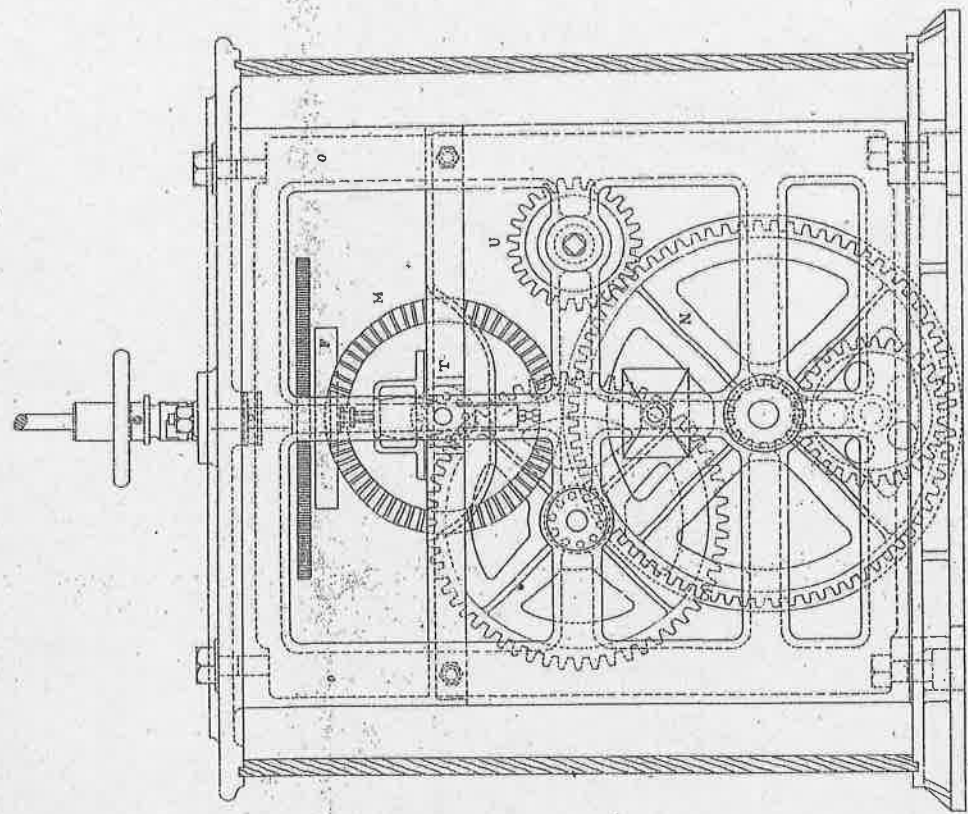
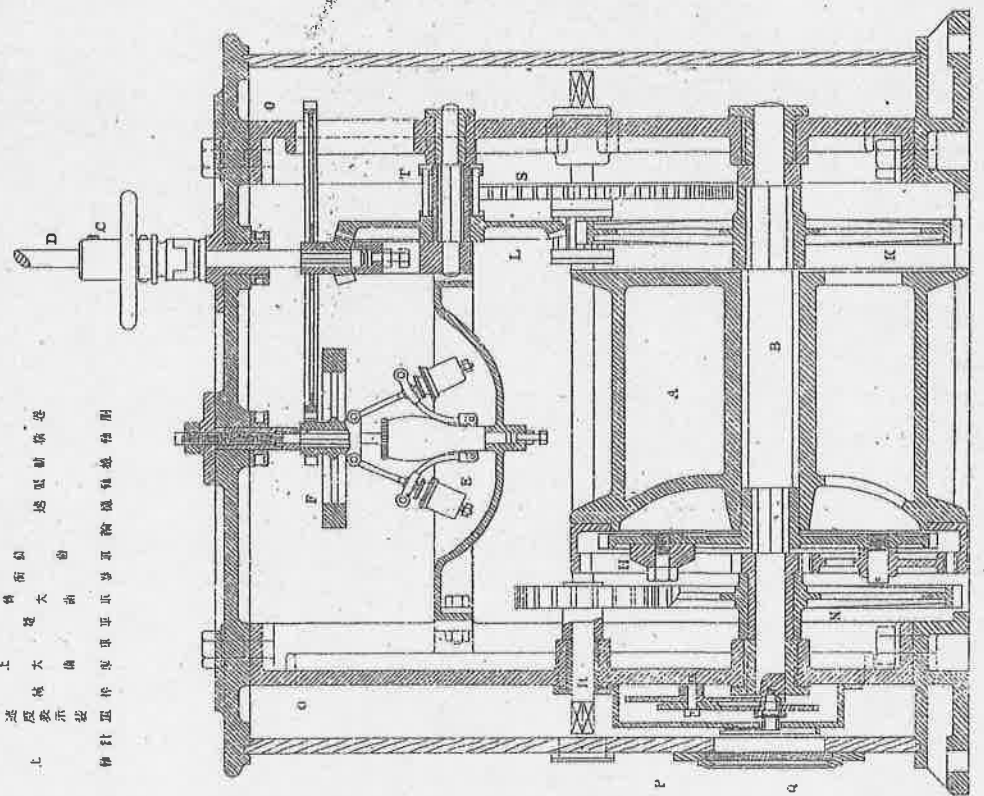


卷上機現況(角島灯台記念館内)



巻上機現況(角島灯台記念館内)

回轉機械

[illegible][illegible]

調

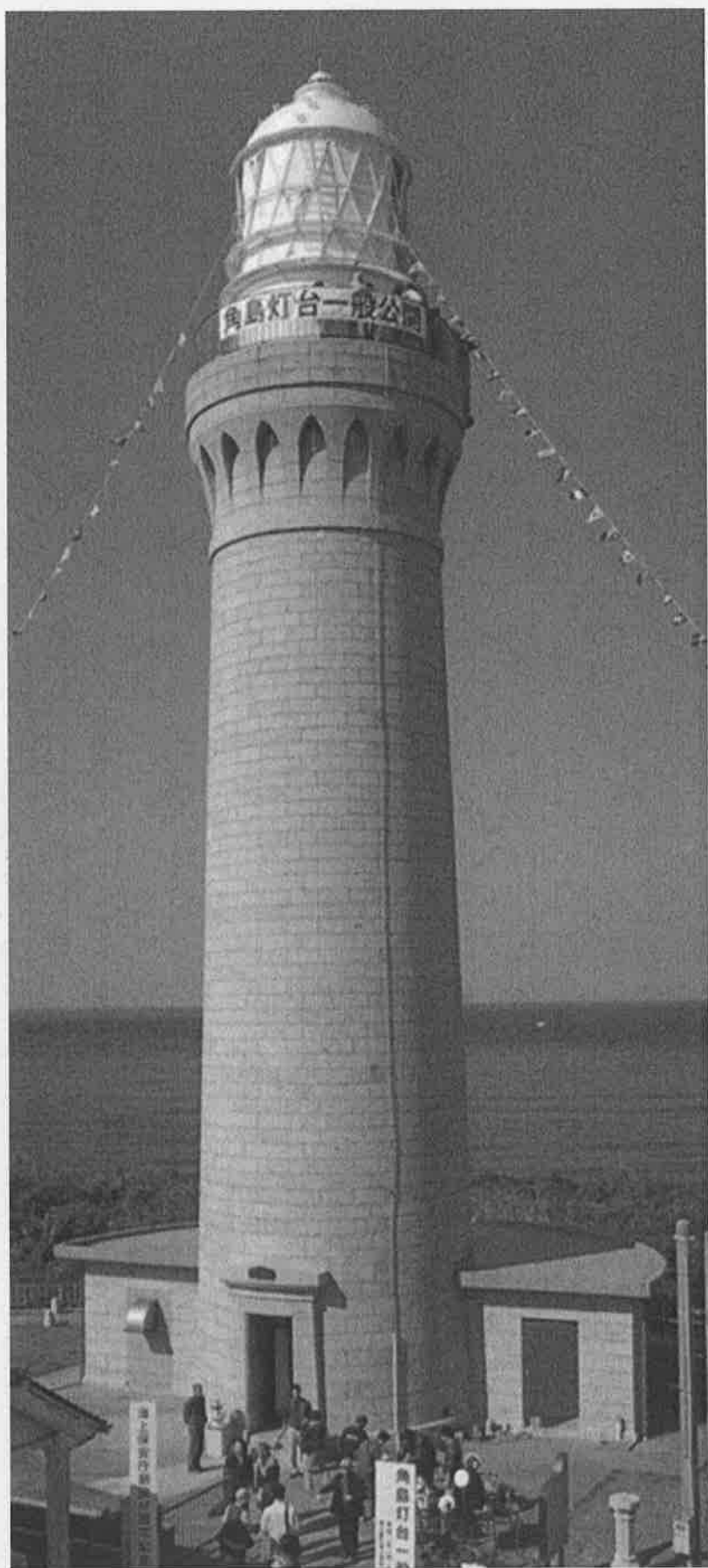
書

- 1 種 別 建造物
- 2 名 称 角島灯台
- 3 所 在 地 豊北町大字角島字夢崎2、343番地の1
- 4 指 定 範 囲 灯塔及びこれらに付帯した施設で、灯台の外観を構成するもの。
- 5 管 理 者 の
氏名・住所 第七管区海上保安本部
北九州市門司区西海岸1丁目3番10号
- 6 概 要

起 工	明治6年 8月13日
完 成	明治8年12月30日
初 点	明治9年 3月 1日
構 造	円形石造
高 さ	地上～灯塔の頂部 29.62m
レ ン ズ	1等フレネルレンズ
設 計 者	イギリス人技師 R. H. ブラントン

角島灯台の本体は、総御影石造りの円形灯台で、荒磨きした花崗岩を積み上げ、上部には、切り込み装飾の入った塔頭を冠して華麗なデザインとなっています。建設当時は、石造灯台で日本一の高さでしたが、その後、明治36年4月に出雲日御碕灯台(43.65m)、明治37年3月に大分県水の子島灯台(39.25m)が造られて、現在では石造灯台で日本第3位の高さとなっています。

灯台の灯塔の内部には、105段の御影石造りの螺旋階段があり、この階段の裏側(天井)も、同じく御影石で、見事な曲面仕上げとなっています。また、角島灯台のもう一つの見どころは、灯室の中にあるレンズで、「D&Tスチブソン社製、エジンバラ、1874年」という銘板がつけられた第1等8面フレネルレンズは、わが国の灯台では最大規模のもので、当時のものがそのまま現存する貴重なレンズです。



角島灯台



角島灯台遠景

下関市指定文化財の内容変更について

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市指定文化財の内容変更について

下関市文化財保護条例（平成17年条例第118号）第4条第7項の規定に基づき、下記の文化財の内容を変更する。

記

区分	史跡
名称	青井古墳群
員数	5基
変更内容： 所在地及び指定 範囲	〔所在地〕 下関市豊浦町大字涌田後地字青井 10408-2 番、 同 10409 番、同 10411 番、同 10412 番、同 10413-2 番、 同 10415 番、同 10538 番 及び下関市豊浦町大字吉永字青江 10889 番 〔指定範囲〕 9,214 m ²
所有者の名称	株式会社ダイナムビジネスサポート
所有者の住所	東京都荒川区西日暮里 5 丁目 21 番 7 号

提案理由

史跡所在地及び指定範囲（面積）を確定するため。

令和元年（2019 年）11 月 6 日

下関市教育委員会 様

下関市文化財保護審議会

会長 三浦 正幸



下関市指定文化財の内容変更について（答申）

令和元年（2019 年）10 月 10 日付け下教文第 854 号にて諮問がありましたことについて、下関市文化財保護審議会を開催し慎重に審議を行った結果、下記の指定文化財の内容を変更することについて適当であると判断いたします。

記

1 名称

青井古墳群

2 変更内容

〔所在地〕：下関市豊浦町大字涌田後地字青井 10408-2 番、同 10409 番、同 10411 番、同 10412 番、同 10413-2 番、同 10415 番、同 10538 番
及び下関市豊浦町大字吉永字青江 10889 番

〔指定範囲〕：9,214 m²

3 文化財概要

別紙のとおり

以上



下関市指定文化財（史跡）青井古墳群 概要

1 名 称
青井古墳群

2 員 数
5 基

3 所在の場所と面積
下関市豊浦町大字涌田後地字青井 10408-2 番、同 10409 番、同 10411 番、
同 10412 番、同 10413-2 番、同 10415 番、同 10538 番及び下関市豊浦町
大字吉永字青江 10889 番
面積：9,214 m²

4 文化財の種類
史跡

5 指定年月日
昭和 62 年（1987 年）3 月 26 日（旧豊浦町文化財指定）

6 概要

青井古墳群は、横穴式石室を内部主体とする古墳で主に 6 世紀に構築されたものと考えられる。古墳群は響灘を臨む、直下を波が洗う丘陵の尾根上に立地する。これまでの調査で 6 基の古墳の存在が確認され、一つの丘頂に分布する古墳群について漸次第 1～5 号古墳とし、谷を挟んだ西側丘陵裾に分布する単独古墳を 6 号墳と呼称している。第 1 号古墳を除く 5 基の古墳については昭和 52 年から 53 年にかけて発掘調査をおこない、また昭和 59 年には第 1 号古墳について追加の発掘調査を実施している。

一連の調査では日本でも初出土となる須恵器の装飾高坏や山口県初出土の須恵器の子持壺、また純金の指輪、琥珀の玉など多くの優れた遺物が出土している。

古墳群は損傷が著しく僅かな石材が残るに過ぎない第 6 号古墳を除いた 5 基について、調査に基づいて墳丘や石室を現地に復元し保存公開された。

可耕地のほとんど無い響灘の海岸丘陵上に営まれた古墳群の代表例として、地域の政治的、社会的動向を知る上で重要な遺跡として豊浦町指定史跡に指定された。

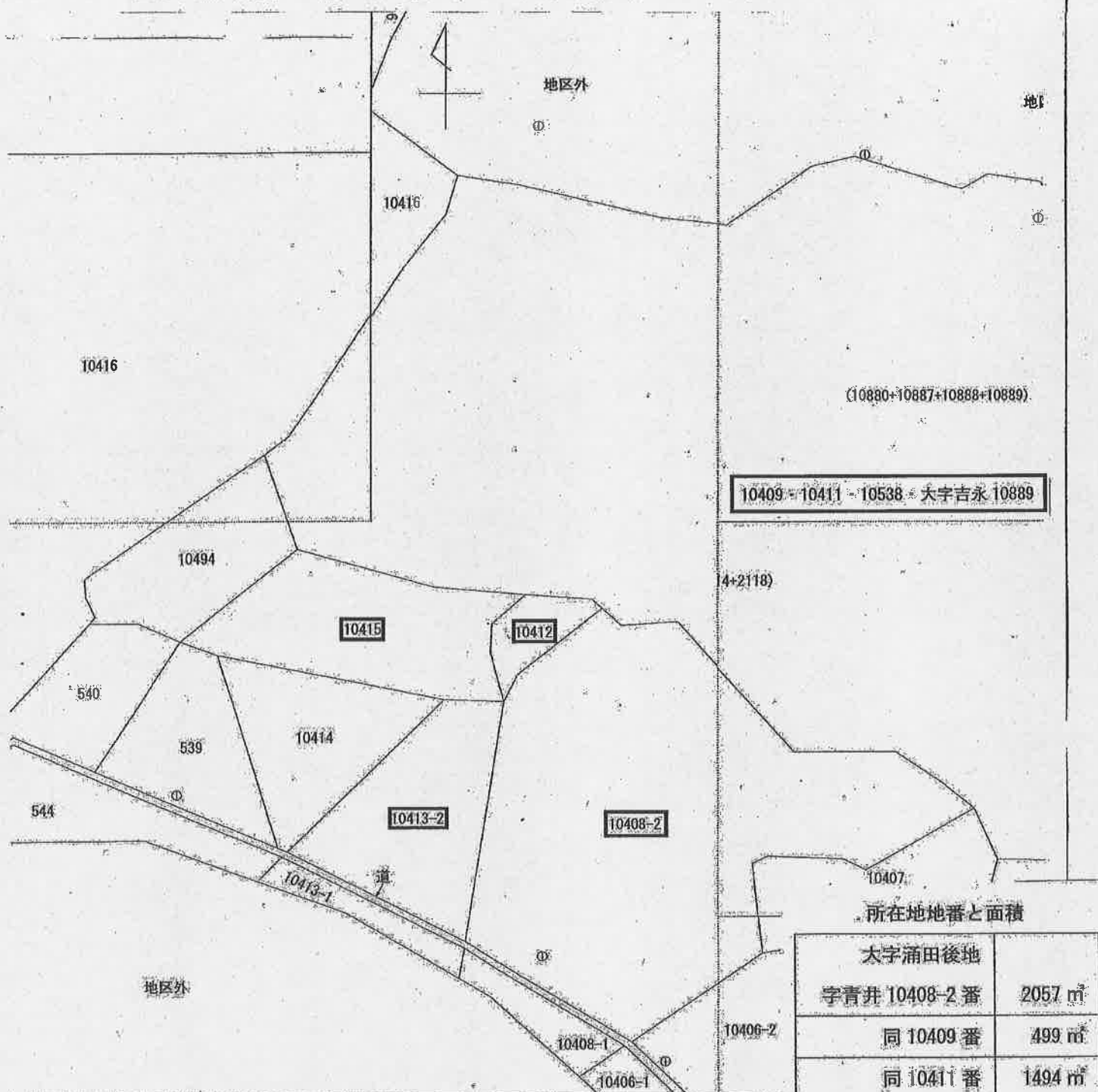
7 その他参考となる事項（参考文献）

青井古墳群（豊浦町教育委員会 1978 年）

青井・大迫古墳群（豊浦町教育委員会 1987 年）

下関市指定文化財（史跡）青井古墳群 所在地地番図面

*所在地：下関市豊浦町大字涌田後地字青井 10408-2 番、同 10409 番、同 10411 番、同 10412 番、同 10413-2 番、同 10415 番、同 10538 番及び下関市豊浦町大字吉永字青江 10889 番（地目：全て山林、面積：9,214 m²）



（縮小割合：図上測定）



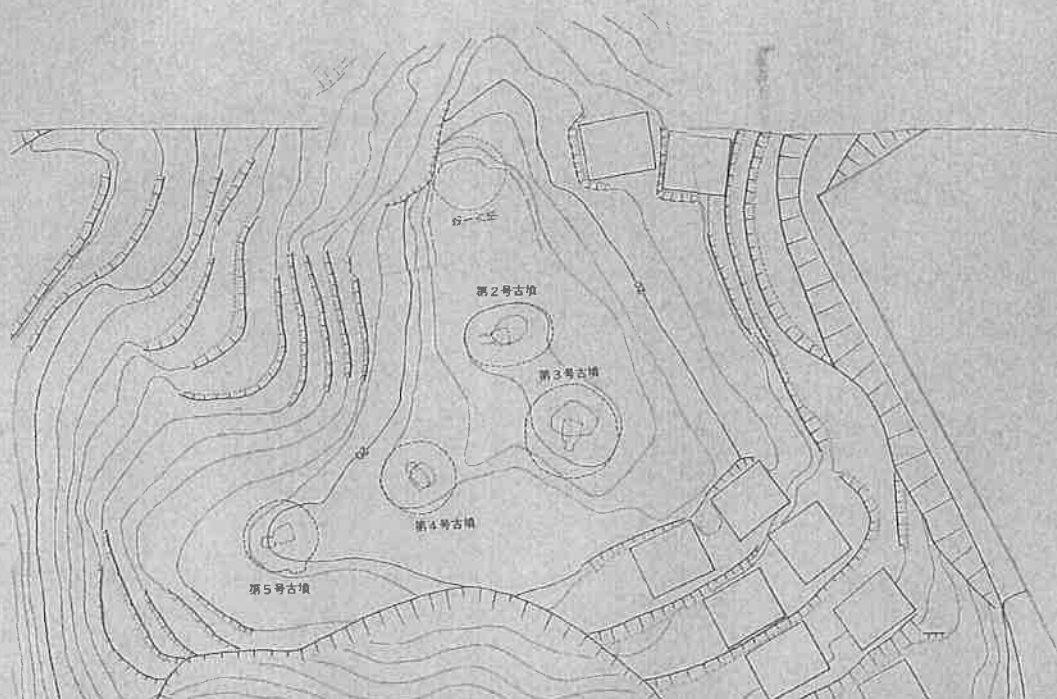
下関市豊浦町大字涌田後地字青井

地番 10415番

度分	座標系 番号又は 記号	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
----	-------------------	----	--------------	----	-----

所在地地番と面積

大字涌田後地	
字青井 10408-2 番	2057 m ²
同 10409 番	499 m ²
同 10411 番	1494 m ²
同 10412 番	96 m ²
同 10413-2 番	491 m ²
同 10415 番	529 m ²
同 10538	885 m ²
大字吉永	
字青江 10889 番	3163 m ²
総計	9214 m ²



下関市指定文化財（史跡）青井古墳群 第1号墳～第5号墳位置図（発掘時）



青井古墳群 第1号墳（南から）



青井古墳群 第2号墳～第3号墳（北から）



青井古墳群 第4号墳～第3号墳（西から）



青井古墳群 第5号墳（西から）

下関市指定文化財の内容変更について

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市指定文化財の内容変更について

下関市文化財保護条例（平成17年条例第118号）第4条第7項の規定に基づき、下記の文化財の内容を変更する。

記

区分	史跡
名称	涌田青井の台場
員数	1台
変更内容：	
所在地及び指定範囲	下関市豊浦町大字涌田後地字青井10417番のうち96.36㎡
所有者の名称	株式会社ダイナムビジネスサポート
所有者の住所	東京都荒川区西日暮里5丁目21番7号

提案理由

史跡所在地及び指定範囲（面積）を確定するため。

令和元年（2019 年）11 月 6 日

下関市教育委員会 様

下関市文化財保護審議会

会長 三浦 正幸



下関市指定文化財の内容変更について（答申）

令和元年（2019 年）10 月 10 日付け下教文第 858 号にて諮問がありましたことについて、下関市文化財保護審議会を開催し慎重に審議を行った結果、下記の指定文化財の内容を変更することについて適当であると判断いたします。

記

1 名称

涌田青井の台場

2 変更内容

所在地及び指定範囲：

下関市豊浦町大字涌田後地字青井 10417 番のうち 96.36 m²

3 文化財概要

別紙のとおり

以上



下関市指定文化財（史跡）涌田青井の台場 概要

1 名 称
涌田青井の台場

2 員 数
1 台

3 所在の場所と面積
下関市豊浦町大字涌田後地字青井 10417 番のうち 96.36 m²

4 文化財の種類
史跡

5 指定年月日
昭和 51 年（1976 年）7 月 9 日（旧豊浦町文化財指定）

6 概要

下関市の山陰側、響灘に面して南北に延びる海岸線において、中央部あたりで海に突出するように「室津」と呼ばれる港湾地区が所在する。室津とは「むろ」のように入り込んだ波穏やかな良港であるところから由来し、古代よりその名前が記録に見える。そのため、政治的・軍事的にも要衝としても重要視され、鎌倉時代には中国大陆からの元の使者が上陸したことでも知られている。

幕末、日本近海に外国船の航行が頻発する中で、長州藩が築いた北浦沿岸における多数の台場の内、室津湾の北側突端に築かれたのが「涌田青井の台場」である。吉田松陰の巡検記録にも記載があり、また、涌田浦の庄屋が残した記録にも台場築造と運用方法についての記事が残る。

台場は丘陵頂部にあり、胸牆とされる土塁と中央に砲門を覗かせる狭間（砲眼）が残る。また土塁の裾の一部には石材が認められるため、土留の石列が巡る構造であると推測する。

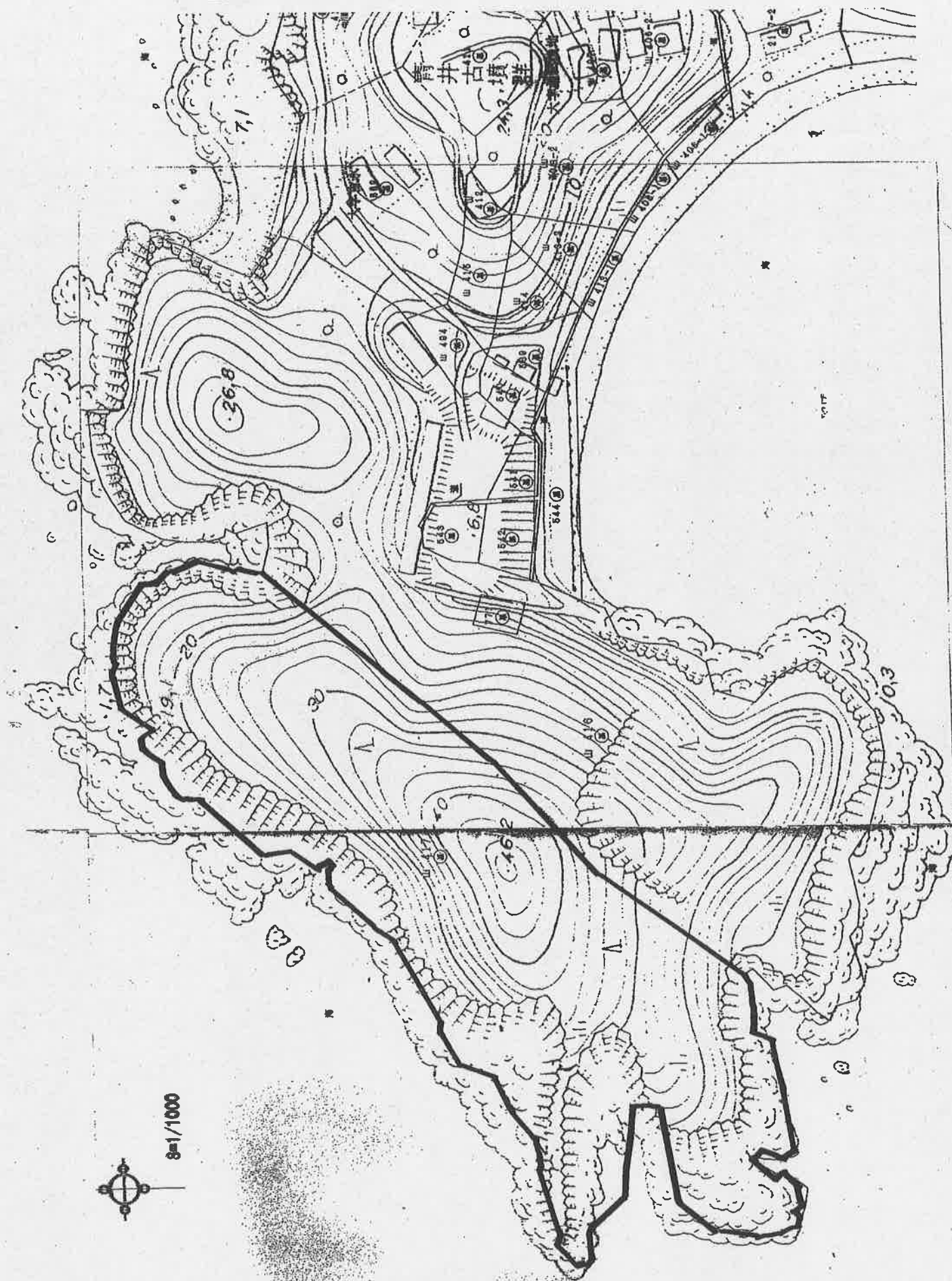
本台場跡は、幕末の緊張感を物語る史跡として、昭和 51 年（1976 年）に豊浦町指定史跡に指定された。

9 その他参考となる事項（参考文献）
豊浦町史（豊浦町史編纂委員会 1979 年）
豊浦町史 2（豊浦町史編纂委員会 1982 年）

下関市指定文化財（史跡）涌田青井の台場 所在地地図

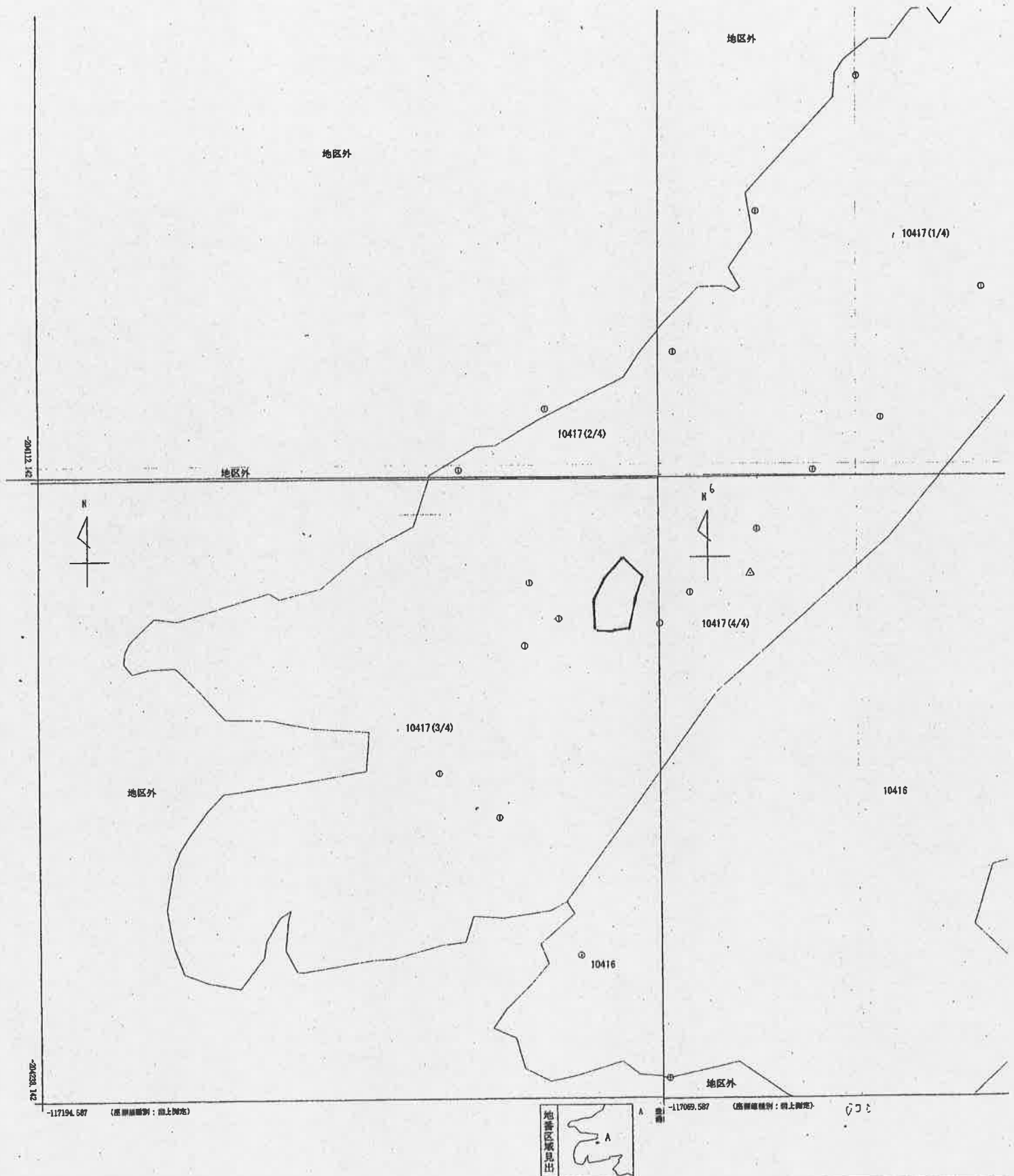
* 所在地：

下関市豊浦町大字涌田後地字青井 10417 番（地目；山林、面積；16,776 m²）

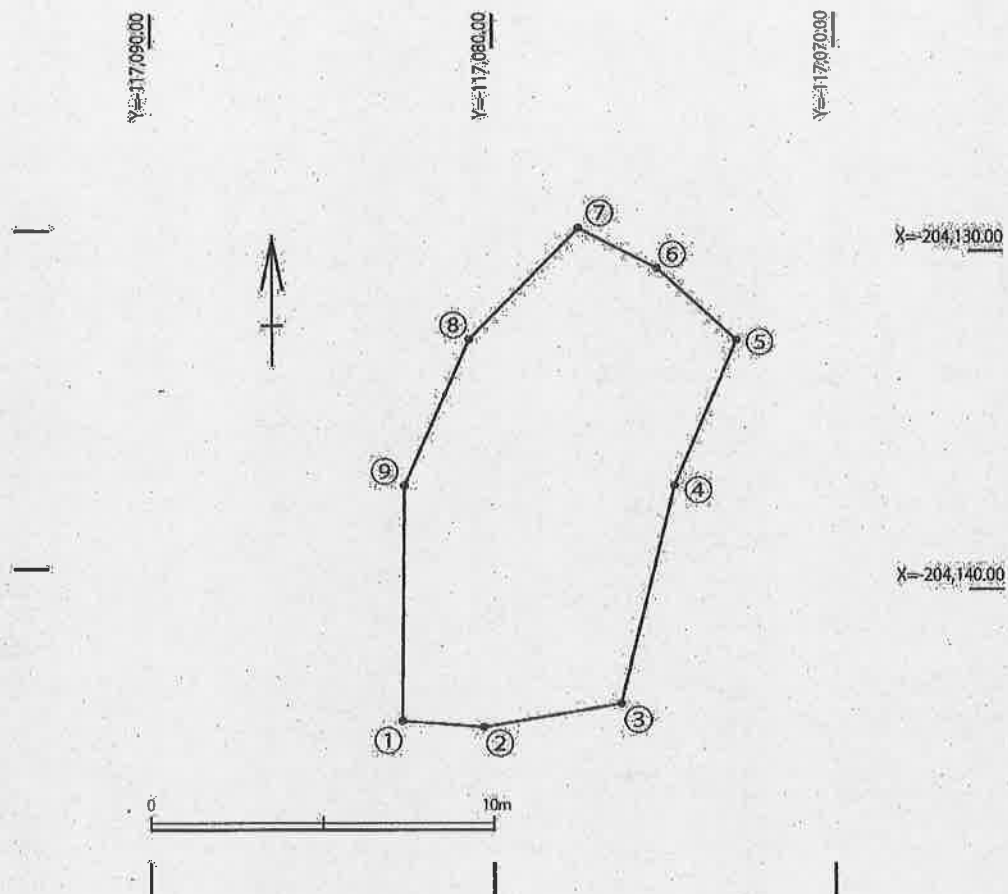


下関市指定文化財（史跡）涌田青井の台場 指定範囲図面（登記図面に加筆）

* 面積：96.36 m²



測 部	求 分	所 在 下関市豊浦町大字涌田後地字青井				地 番 10417番		図 号	所 在 下関市豊浦町大字涌田後地字青井				地 番										
出 力	力 尺	1/500	精 度 分	乙一	座標系 番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図		出 力	力 尺	1/500	精 度 分	乙一	座標系 番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項				成 日						備 付 年 月 日 (原図)			



測点	X 座標	Y 座標
①	-204143.826	-117082.789
②	-204144.077	-117080.300
③	-204143.308	-117076.333
④	-204136.954	-117074.768
⑤	-204132.621	-117072.920
⑥	-204130.525	-117075.234
⑦	-204129.300	-117077.511
⑧	-204132.697	-117080.702
⑨	-204136.806	-117082.637

下関市指定文化財（史跡）涌田青井の台場 指定範囲図面（座標測量）＊面積：96.36 m²



- 胸牆とされる土塁状の高まりが残存する。
- 記録には石積みが存在。ピンポールにより裾部に石材の存在を確認
- 土塁の中央には、砲眼(砲門)と思われる凹みがある

下関市教育委員会
議案 第 8 3 号

下関市指定文化財の内容変更について

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市指定文化財の内容変更について

下関市指定文化財（和久古墳）について、下記のとおり文化財の内容を変更する。

記

区分	史跡
名称	和久古墳
員数	1基
指定年月日	昭和56年(1981年)4月22日(旧豊北町文化財指定)
変更内容： 所在地及び指定 範囲	(変更前) 下関市豊北町大字神田上字支洲315番地 (変更後) 下関市豊北町大字神田上字支洲314番1のうち388.16㎡
所有者の名称	下関市
所有者の住所	下関市南部町1番1号

提案理由

史跡所在地及び指定範囲（面積）を確定するため。

令和元年（2019年）11月11日

下関市教育委員会 様

下関市文化財保護審議会

会長 三浦 正幸



下関市指定文化財の内容変更について（答申）

令和元年（2019年）10月10日付け下教文第859号にて諮問がありましたこのことについて、下関市文化財保護審議会を開催し慎重に審議を行った結果、下記の指定文化財の内容を変更することについて適当であると判断いたします。

記

1 名称

和久古墳

2 変更内容

所在地及び指定範囲（面積）：

下関市豊北町大字神田字上字支州 314 番 1 のうち 388.16 m²

3 文化財概要

別紙のとおり

以上



下関市指定文化財（史跡）和久古墳 概要

1 名 称
和久古墳

2 員 数
1 基

3 所在の場所と範囲（面積）
下関市豊北町大字神田上字支州 314 番 1 のうち 388.16 m²

4 所有者
下関市

5 文化財の種類
史跡

6 指定年月日
昭和 56 年（1981 年）4 月 22 日（旧豊北町文化財指定）

7 概要

古墳は、荒田湾を望む尾根先端の標高 16.5m に築かれている。古墳発見の時期や経緯は不明ではあるが、昭和 56 年（1981）に旧豊北町で唯一の首長級の古墳として、史跡に指定された。

墳丘の大きさは、尾根の幅から考えて直径約 10m、高さは天井石の残り具合から 2.5m 程度と想定される。石室は、幅 1.4m・奥行 3.0m の横穴式石室で、付近で採集した砂岩や礫岩をはじめ凝灰岩などの堆積岩を主体とし、左右対称に積み上げる。

整備に伴う発掘調査において、石室内から土器のほか、石製やガラス製の玉類などの装身具、刀や鏃といった鉄製の武器、馬具などの副葬品が出土した。古墳は、入口が短くて狭い石室構造であることに加え、出土遺物から 6 世紀後半（古墳時代後期）に築造されたと推測する。

平成 22 年に発掘調査を実施し、その成果を基に保存整備を実施。整備に際し、墳丘の修復を行い、天井石は元の位置から移動していることから取り去り、側壁と奥壁の崩れた部分については積み直しを行った。

8 その他参考となる事項

参考文献

和久 1 号古墳（下関市文化財調査報告書 33）下関市教育委員会、2012 年

わくこふん 下関市指定史跡 和久古墳

昭和 56 年 (1981) 4 月 22 日指定



古墳の位置



保存整備前の状態



副葬品の出土状態

古墳の位置

和久古墳は、荒田湾を望む尾根先端の標高 16.5m に築かれています。隣接する道の駅の敷地は、造成前はここより 10m 高い丘陵でした。古墳発見の時期や経緯は不明ですが、残っている形がカマドに似ていることから、地元ではこの古墳のことを「鬼のカマド」と呼んでいました。この古墳は、昭和 56 年 (1981) に旧豊北町で唯一の首長級の古墳として、史跡に指定されました。

墳丘と石室

墳丘の大きさは、尾根の幅から考えて直径約 10m、高さは天井石の残り具合から 2.5m 程度であったと思われます。石室は、幅 1.4m・奥行 3.0m の横穴式石室で、付近で採集した砂岩や礫岩をはじめ凝灰岩などの堆積岩を主体とし、左右対称に積み上げています。

副葬品

石室内からは土器のほか、石製やガラス製の玉類などの装身具、刀や鏃といった鉄製の武器、馬具などの副葬品が出土しています。このうち、須恵器と呼ばれる 5 点の硬質の土器は、石室の入口付近で埋葬時に置かれたままの状態で見つかりました。また、墳丘の周辺で土器が発見されていることから、埋葬の際に古墳の主に対して「マツリ」が行われたことが推定されます。

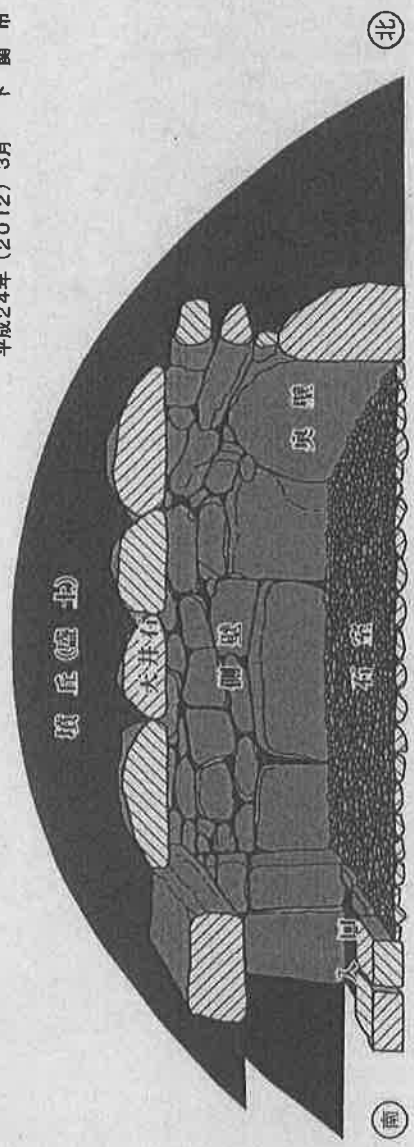
古墳の構造

古墳は、入口が短くて狭い石室構造であることに加え、出土遺物から 6 世紀後半 (古墳時代後期) に築造されたことがわかりました。旧豊北町では、特牛溝南側の三浦山 1 号墳、鯉戸と附野間の夕陽ヶ丘古墳の 2 例しか古墳の調査例がありませんでしたが、和久古墳の内容がわかったことにより、下関市北部の古墳時代の様子が徐々に明らかになってきました。

保存整備

平成 22 年に発掘調査を実施し、その成果を基に保存整備を行いました。整備に際し、墳丘の修復を行い、天井石は元の位置から移動していることから取り去り、側壁と奥壁の崩れた部分については積み直しました。また、割れて使用不可能な石材は、違う種類の石材 (花崗岩) に取り換えています。

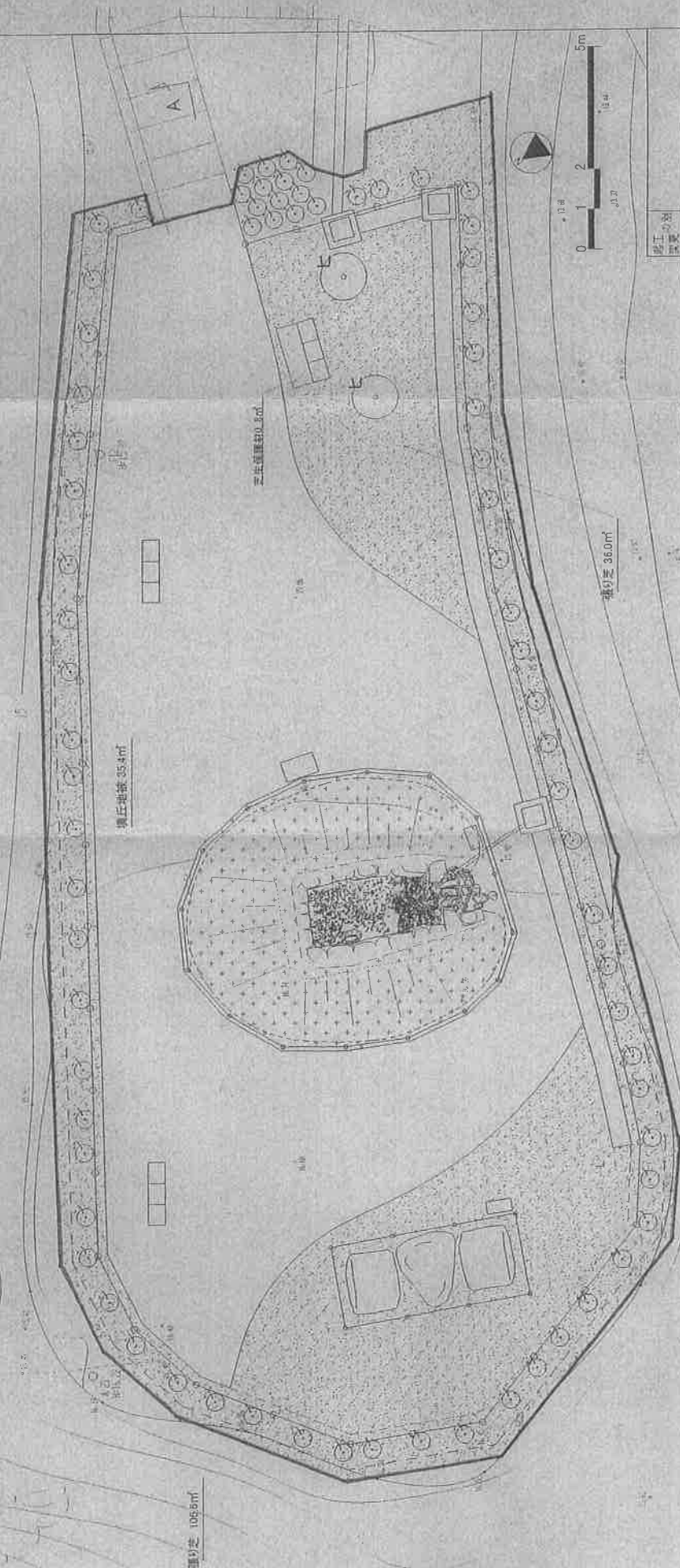
平成 24 年 (2012) 3 月 下関市



和久古墳の推定復元図

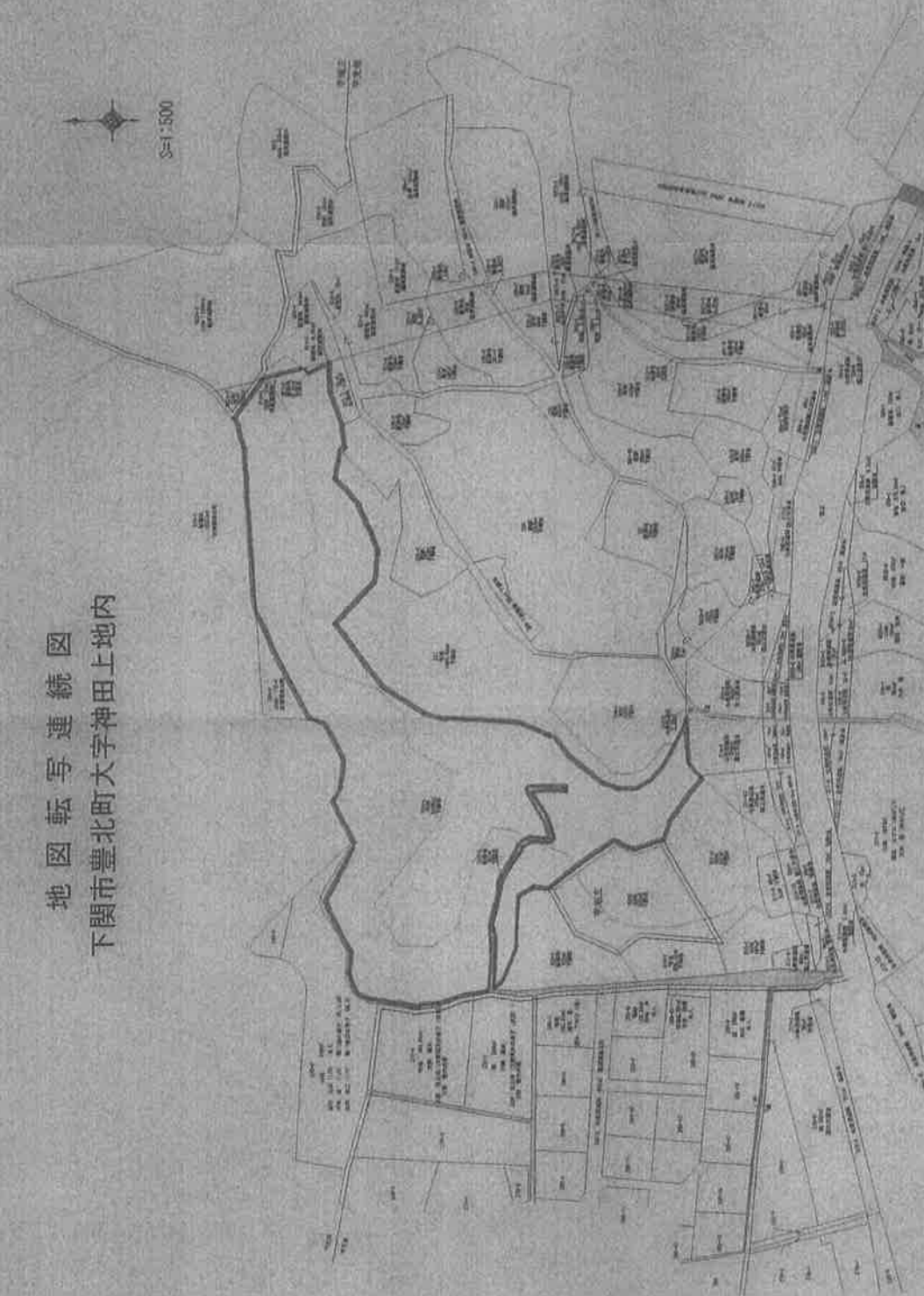
項目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
現金	100.00	現金	100.00	現金	100.00	現金	100.00	現金	100.00
銀行	200.00	銀行	200.00	銀行	200.00	銀行	200.00	銀行	200.00
債権	300.00	債権	300.00	債権	300.00	債権	300.00	債権	300.00
負債	400.00	負債	400.00	負債	400.00	負債	400.00	負債	400.00
資本	500.00	資本	500.00	資本	500.00	資本	500.00	資本	500.00
利益	600.00	利益	600.00	利益	600.00	利益	600.00	利益	600.00
損失	700.00	損失	700.00	損失	700.00	損失	700.00	損失	700.00
合計	1,500.00	合計	1,500.00	合計	1,500.00	合計	1,500.00	合計	1,500.00

工事面積 388.16 m² (事業面積)

[illegible]

* 所在地：下関市豊北町大字神田上支州314番地1
 （地目：山林、面積：7206.00㎡）

地図転写連続図
 下関市豊北町大字神田上地内



資料名	和久古墳
所在地	下関市豊北町大字神田上支州314番地1
面積	7206.00㎡
地目	山林
用途	史跡

地番	面積
314	7206.00㎡

和久古墳 指定等の経緯

豊北町文化財指定申請書

申請日 昭和56年3月2日
氏 名 和田商事株式会社 代表 和田 淳一
住 所 下関市竹崎町66番地の4
名 称 和久1号古墳
員 数 1基
区 分 史跡
所在地 神田上支州315番地

指定調書

作 成 伊東照雄
作成日 昭和56年3月17日
資 料 石室実測図
実測者 伊東照雄・水島稔夫
実測日 昭和56年9月8日
名 称 豊北町和久 築港古墳 → 豊北町和久 第1号古墳 (名称訂正)

(文化財審議会 3月25日答申)

豊北町文化財指定同意書 (収受日 4月21日)

同意日 昭和56年4月21日
氏 名 和田商事株式会社 代表 和田 淳一
住 所 下関市竹崎町66番地の4
名 称 和久1号古墳
員 数 1基
区 分 史跡
所在地 神田上支州315番地

豊北町文化財指定書

指定日 昭和56年4月22日
名 称 和久1号古墳
員 数 1基
区 分 史跡
地 番 なし

文化財申請一覧 昭和56年4月22日

(文化財審議会 3月25日答申)

文化財の名称 史跡(古墳)和久1号古墳

申請者住所・氏名 下関市竹崎町66番地の4 和田 淳一

文化財の所在地等 神田上和久 20㎡

和久マリンセンター北面側

神田上字支州315番地

所有者の変遷

(指定時)

和田商事株式会社 代表 和田 淳一(下関市竹崎町66番地の4) →

(平成18年1月27日 平成17年度第1回下関市文化財保護審議会 資料)

青木正夫(下関市稗田中町21番18号) →

(平成20年)

極東建設株式会社(下関市竹崎町四丁目)

※ 平成18年以前の所有権移転については、未確認。

(平成21年8月)

下関市用地取得。登記済み。(合筆等なし)

※ いずれの所有権移転に際しても、所有者変更の手続きは執られていない。

所在地の変遷

(指定時) 豊北町神田上字支州315番地

↓ (合筆・変更)

(現 在) 豊北町神田上字支州314番地1

名称の変遷

(指定時) 和久1号古墳

平成25年度第1回下関市文化財保護審議会(平成26年3月2日)

「市指定文化財の名称変更について(諮問)」にて他指定文化財名称の変更とあわせ一括審議、答申。

⇒平成26年3月教育委員会定例会議にて議決を経て、平成26年3月26日変更告示

(現 在) 和久古墳



No.1

古墳展望台

【現状】

舗装部分にクラックが入り、
擬木が外側に傾いている。



No.2

【予定工法】

クラック部分から掘削。

掘削後、盛土を行い、舗装、
擬木の基礎工事を行う。

法面は、植栽と植生土嚢に
より整形。

※設計は、北部建設事務所に依頼します。



No.3

報 告 事 項
令和元年11月25日
学 校 教 育 課

「平成30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する
調査」の結果について

下関市立各小・中学校の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の状況について、別紙
の通り、ご報告いたします。

【11月教育委員会定例会】報告資料①

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」調査より
【暴力行為の状況（発生件数）】

R1.10.17

下関市教育委員会
生徒指導推進室

◆暴力行為別推移

【小学校】

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
対教師暴力	7	1	5	0	3	1	1	3
生徒間暴力	8	3	8	2	10	7	3	3
対人暴力	0	0	0	0	0	0	0	0
器物破損	7	0	0	1	0	2	3	1
計	22	4	13	3	13	10	7	7

【中学校】

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
対教師暴力	10	39	18	19	44	28	14	8
生徒間暴力	50	63	64	41	30	28	41	44
対人暴力	4	2	2	2	4	1	3	2
器物破損	18	15	16	10	11	9	7	4
計	82	119	100	72	89	66	65	58

【小・中学校】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	22	13	3	3	13	10	7	7
中学校	82	100	72	72	89	66	65	58
計	104	113	75	75	102	76	72	65

◆発生学校数

	小学校	中学校
学校管理下	6	15
管理下以外	0	3
計	6	18

◆発生率の推移（1000人当たりの発生件数で比較）

【小学校】

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
下関市	1.6	0.3	1.0	0.2	1.0	0.8	0.6	0.6
山口県	0.9	0.9	1.0	1.2	1.8	2.0	2.4	3.3
全 国	1.0	1.2	1.6	1.7	2.8	3.5	4.4	5.7

【中学校】

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
下関市	12.1	17.7	15.3	11.0	16.0	10.7	11.0	10.1
山口県	11.4	14.3	12.4	11.5	10.9	9.4	9.4	11.3
全 国	10.9	10.7	11.3	10.1	9.5	9.2	8.9	8.9

◆学年別加害児童生徒数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	2	4	0	0	0	2	8
	0	1	0	0	0	0	1
中学校	22	31	17	—	—	—	70
	0	1	2	—	—	—	3

【11月教育委員会定例会】報告資料②

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」調査より

H29.10.17

【不登校の状況】

◆校種・学年別推移

【小学校】

学年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1年	3	1	2	8	2	5	5	3
2年	2	6	3	5	6	3	7	7
3年	3	4	8	9	11	13	10	9
4年	8	3	12	16	14	21	17	28
5年	11	15	15	15	21	21	23	27
6年	12	11	12	23	15	22	27	31
計	39	40	52	76	69	85	89	105

【小・中学校】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	39	40	52	76	69	85	89	105
中学校	223	198	207	210	186	197	222	252
計	262	238	259	286	255	282	311	357

下関市教育委員会
生徒指導推進室

【中学校】

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29
1年	49	52	38	52	50	53	59	74
2年	71	80	80	79	64	72	83	91
3年	103	66	89	79	72	72	80	87
計	223	198	207	210	186	197	222	252

◆出現率(児童生徒1,000人当たりの数)

	H29			H30		
	全国	県	下関市	全国	県	下関市
小学校	5.5	4.7	7.1	7.0	6.1	8.5
中学校	33.9	28.5	37.5	36.5	31.4	43.9

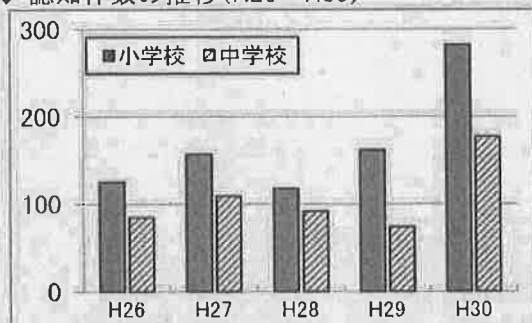
◆復帰率(指導の結果、登校できるようになった)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	20.5	40.0	34.6	32.9	26.9	29.4	24.7	20
中学校	22.9	25.3	22.7	22.4	30.8	20.3	14.9	13.1
計	22.5	27.7	25.1	25.2	29.7	23	17.7	15.1

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より
いじめ問題の状況について

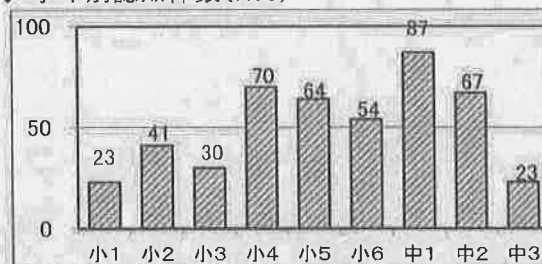
R1.10.17

◆ 認知件数の推移(H26～H30)



	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	125	157	118	162	282
中学校	85	109	92	74	177
計	210	266	210	236	459

◆ 学年別認知件数(H30)



◆ いじめを認知した学校数(H30)

	学校の総数	いじめを認知した学校数	
小学校	47	30	63.8%
中学校	22	20	90.9%
計	69	50	72.5%

◆ いじめの態様(H30)

※ 複数回答可。比率は全認知件数に対する割合

区 分	小学校		中学校	
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	141	42.1%	92	42.4%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	35	10.4%	23	10.6%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	57	17.0%	20	9.2%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	29	8.7%	15	6.9%
金品をたかられる。	2	0.6%	5	2.3%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	22	6.6%	23	10.6%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	38	11.3%	14	6.5%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	3	0.9%	24	11.1%
その他	8	2.4%	1	0.5%

◆ いじめの発見のきっかけ(H30)

区 分	小学校		中学校	
① 学校の教職員等が発見	55	19.6%	63	35.6%
学級担任が発見	31	11.0%	16	9.0%
学級担任以外の教職員が発見	9	3.2%	29	16.4%
養護教諭が発見	1	0.4%	3	1.7%
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0.0%	0	0.0%
アンケート調査など学校の取組により発見	14	5.0%	15	8.5%
② 学校の教職員以外からの情報により発見	227	80.5%	114	64.4%
本人からの訴え	81	28.7%	60	33.9%
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	113	40.1%	35	19.8%
児童生徒(本人を除く)からの情報	20	7.1%	7	4.0%
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	9	3.2%	8	4.5%
地域の住民からの情報	1	0.4%	1	0.6%
学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報	3	1.1%	2	1.1%
その他(匿名による情報など)	0	0.0%	1	0.6%

◆ いじめの現在の状況(年度末時点)

	解消しているもの		解消に向けて 取組中	その他
小学校	258	91.5%	24	0
中学校	165	93.2%	12	0
計	423	92.2%	36	0

◆ 県・全国との比較(H30)

下関市		山口県		全 国	
認知件数	認知率(%)	認知件数	認知率(%)	認知件数	認知率(%)
459	25.3	3,860	37.5	523,548	53.8

※(いじめの)認知率については、児童生徒1,000人当たりの数。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」調査より

R1.10.17

【いじめの状況（認知件数）】

下関市教育委員会
生徒指導推進室

文部科学省
速報値

◆校種・学年別推移

【小学校】

学年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1 年	2	4	3	3	21	10	12	23
2 年	5	4	6	12	25	13	20	41
3 年	6	6	11	19	36	19	26	30
4 年	9	15	11	35	16	21	31	70
5 年	15	15	16	29	31	30	41	64
6 年	11	11	10	27	28	25	32	54
計	48	55	57	125	157	118	162	162

【中学校】

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1 年	40	35	40	51	54	49	43	87
2 年	30	41	25	26	39	26	26	67
3 年	12	10	10	8	16	17	5	23
計	82	86	75	85	109	92	74	177

【小・中学校】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小 学 校	48	55	57	125	157	118	162	282
中 学 校	82	86	75	85	109	92	74	177
計	130	141	132	210	266	210	236	459

◆解消率（いじめが解消した割合）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小 学 校	97.9	98.2	94.7	88.0	91.0	76.3	94.4	91.5
中 学 校	95.1	95.3	97.3	95.3	88.0	67.4	97.2	93.2
計	96.2	96.5	96.2	91.0	89.8	72.4	95.2	92.2

◆認知率の推移（1000人当たりの認知件数で比較）

【小学校】

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
下関市	3.5	4.1	4.4	9.7	12.0	9.3	12.9	22.7
山口県	2.1	3.5	5.6	19.5	22.5	27.6	30.7	39.8
全 国	4.8	17.4	17.8	18.6	23.3	36.8	49.2	66.0

【中学校】

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
下関市	12.1	12.8	11.5	13.0	17.0	14.9	12.5	30.8
山口県	7.9	10.7	11.2	19.5	22.9	25.4	24.0	32.9
全 国	8.6	17.9	15.6	15.0	17.8	21.7	25.1	29.8

【小・中学校】

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
下関市	6.3	7.0	6.7	10.8	14.0	11.2	12.7	25.3
山口県	4.0	5.6	7.5	19.6	22.6	21.9	27.8	37.5
全 国	6.1	17.5	17.7	17.4	21.4	26.2	39.7	53.8

下関市教育委員会
報 告

専決の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成１７年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定により、下関市生涯学習プラザ及び下関市立中央図書館の指定管理について、令和元年１１月７日付けで下記のとおり専決したので、同条第２項の規定により報告する。

令和元年１１月２５日

下関市教育委員会
教育長 児 玉 典 彦

記

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
下関市生涯学習 プラザ 下関市立中央図 書館	下関市竹崎町四 丁目５番１号	公益財団法人 下関市文化振興財団 理事長 上田 拓嗣	令和２年４月１日 から令和７年３月 ３１日まで

1. 公の施設の名称	下関市生涯学習プラザ 下関市立中央図書館
2. 募集区分	非公募
3. 指定管理者の名称	公益財団法人下関市文化振興財団
4. 業務の範囲	(1) 下関市生涯学習プラザ ① 下関市生涯学習プラザの維持管理に関する業務 ② 各施設、附属設備等の使用許可及びプラザ条例(※1)第19条ただし書の許可に関する業務 ③ 生涯学習プラザの運営企画に関する業務 ④ その他、教育委員会が必要と認める業務 (2) 下関市立中央図書館 ① 中央図書館の維持管理に関する業務
5. 選定の経緯	(1) 申込要項等の通知 令和元年10月18日 (2) 申込書の受理 令和元年10月25日 (3) 選定委員会の開催 令和元年10月31日
6. 指定管理候補者として選定する理由	下関市指定管理候補者選定委員会の答申は、当該団体を指定管理候補者として適当と認めており、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準に基づき、総合的に審査した結果、当該団体が指定管理候補者に適当であると認められるため。

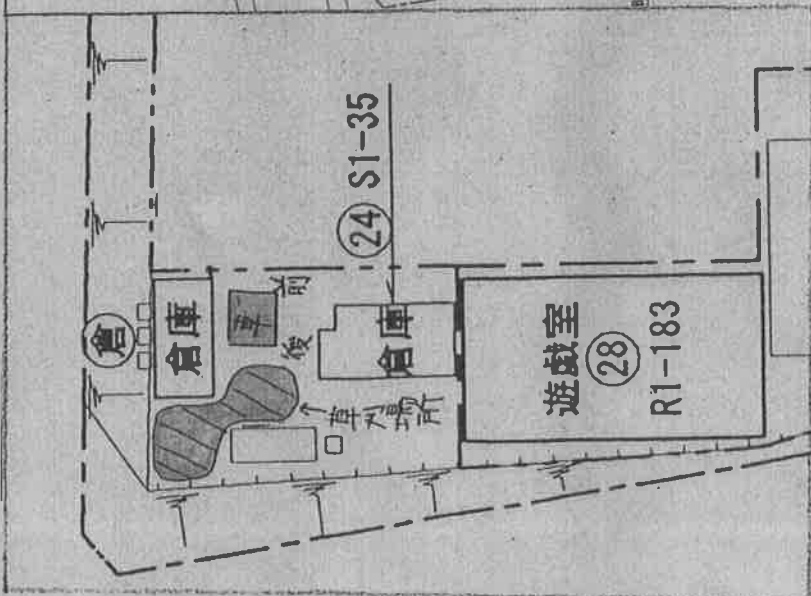
※1) プラザ条例: 下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例(平成21年条例第1号)

【参考】地方自治法 第244条の2(抄)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

向山小学校敷地内においての自動車損傷事故について

事故発生日時	令和元年 10 月 8 日（火）午後 3 時 30 分頃
事故発生場所	下関市立向山小学校（下関市向山町 14 番 1 号）
事故被害者	車両使用者 向山小学校支援員 車両所有者 上記支援員の夫
事故内容	午後 3 時 30 分頃、学校敷地内を校務技士が刈払機で草刈りをしていました。その際は、被害者の車のリアガラスは割れていなかった。同日午後 5 時頃、被害者が車に乗り、車のドアを閉めたところ、リアガラスが割れ落ち、学校にその旨届け出を行った。学校教職員が状況を確認したところ、事故当時、ボールが車に当たるような状況はなく、草刈りの飛び石が原因と判断した。なお、本事案は、物損のみで人的被害はなし。
事故被害額	252,018 円（修理見積金額）
事故原因及び対策	草刈り作業をする際、飛び石が車の方へ飛ばないように体の向きに注意を払いながらの作業ではあったものの、近くに車がある状況で刈払機を使用した草刈りを行ったことが原因と考えられる。 よって、草刈りを行う際は、作業場所に車が合った場合移動させる。また、人がいないことも確認しながら作業を行う。
今後の対応	下関市損害賠償審査委員会の審査可決後、被害者への損害賠償及び保険請求の手続きを行う予定である。



詳細図

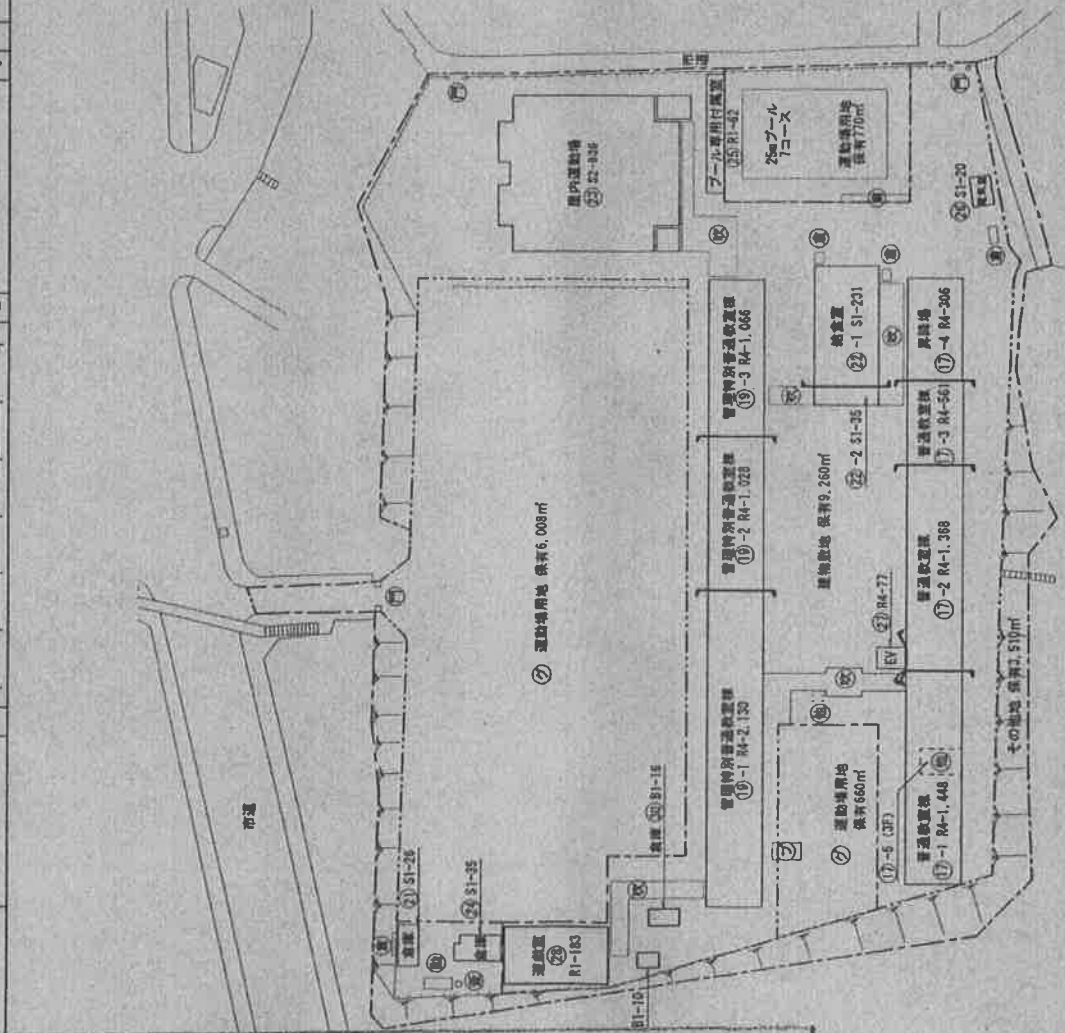




写真1 リアガラス破損

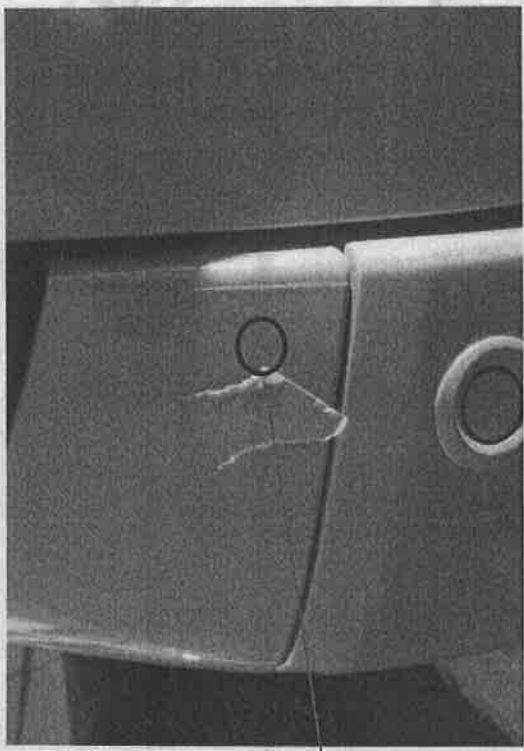


写真3
車体後部の傷
(リアフェンダー)
傷



写真2 使用していた刈払機(ナイロンコード)

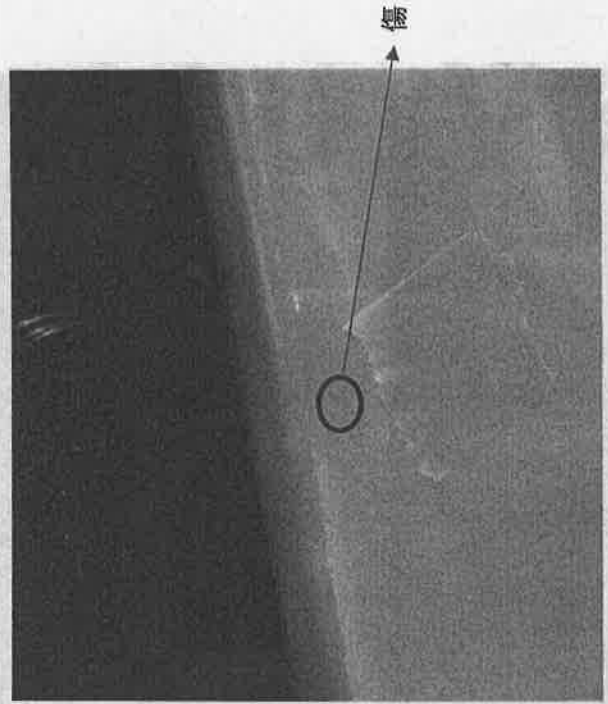


写真4 車体後部の傷(リアガラス下部)

報 告 事 項
令和元年 11 月 25 日
学 校 保 健 給 食 課

「学校給食・関門交流の日」について

「学校給食・関門交流の日」について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 概要

北九州市と下関市は関門地域における県や市の枠組みを超えて両市の相互理解を深めることを目的に、平成22年度から「学校給食・関門交流の日」を実施している。

10回目となる今年度は、下関市では北九州市の「焼きうどん」を、北九州市では下関市の「けんちょう」を献立として、12月6日に実施する。

開 催 日	令和元年12月6日（金） ※一部学校は実施日が異なります。
取 材 対 象 校	宇賀小学校
来賓（予定）	小田教育委員、児島教育委員

～学校給食・関門交流の日～

かんもんかいきょう となり きたきゅうしゅうし しものせきし ぶんか さんぎょう
 関門海峡をはさんで、隣の北九州市と下関市は、文化や産業などさまざまなつながりがあります。
 し がっこうきゅうしよく つう たが ぶんか まな こうりゅう ふか へいせい ねんど がっこうきゅうしよく
 この2つの市が、学校給食を通じてお互いの文化を学び、交流を深めるため、平成22年度から「学校給食・
 かんもんこうりゅう ひ じっし ことし かいめ
 関門交流の日」を実施して、今年で10回目になります。
 ことし きたきゅうしゅうしこくらはっしょう や しものせきし やまぐちけん きょうどりりょうり きたきゅうしゅうし
 今年も、北九州市小倉発祥の「焼きうどん」を下関市で、また山口県の郷土料理「けんちょう」を北九州市で
 ていきょう きかい や りょうりつう つか じもと しょくざい まな
 提供します。この機会に、「焼きうどん」や「けんちょう」の料理法や、使われている地元の食材について学ぶこ
 とができるといいですね。

きたきゅうしゅうし
北九州市

かんもんかいきょう
関門海峡

しものせきし
下関市

きたきゅうしゅうしこくらはっしょう や
北九州市小倉発祥の「焼きうどん」



やまぐちけん
山口県の「けんちょう」



や きたきゅうしゅうしこくらはっしょう りょうり
 焼きうどんは、北九州市小倉発祥の料理です。
 しゅうせんちよくご しょうりやうぶそく じだい や
 終戦直後の食糧不足だった時代には、焼きそば
 つく ちゅうか て はい じょうきやう
 を作ろうにも、中華めんが手に入りにくい状況で
 した。そこで、小倉の食堂で、やむをえず干しうど
 んをゆでて、中華めんの代わりに入れて作ったのが
 はじ や きたきゅうしゅう
 始まりです。焼きうどんは2001年の北九州
 はくらんかい しょうかい いま きたきゅうしゅうしな
 博覧会でも紹介され、今では、北九州市内の
 がっこうきゅうしよく にんき
 学校給食で人気メニューのひとつとなっています。

にく さかな はい しょうじんりょうり
 けんちょうは、肉や魚の入らない精進料理です。
 つく かた かんたん とうふ やさい にんじん だいこん さといも
 作り方は簡単で、豆腐と野菜（人参、大根、里芋な
 あぶら いた あじ あじ
 ど）を油で炒め、しょうゆ味のだしで味をつけます。
 あじ こ たいりょう つく
 味がしみ込むほどおいしくなるので、大量に作り、
 あた た あじ おい た
 温めなおすと味がなじんで美味しく食べられます。
 しるけ おお じる
 汁気の多い「けんちょう汁」にすることもあります。
 だいこん で き ふゆ ふだん
 大根がたくさん出来る冬の普段のおかずとして
 やまぐちけんぜんいき た
 山口県全域で食べられています。

報 告 事 項
令和元年 1 1 月 2 5 日
文 化 財 保 護 課

令和元年度下関市立考古博物館発掘速報展「掘ったほ！下関 2 0 1 9」
及び「記念物 1 0 0 年」パネル展の開催について

標記の件につきまして、別紙のとおり報告いたします。

報 告 事 項
令和元年 11月25日
美 術 館

「やなせたかしのきせき アンパンマンを生んだひと」展の
開催について

「やなせたかしのきせき アンパンマンを生んだひと」展の開催について、
別紙のとおり報告いたします。